

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	26年度
事業名	農地制度実施円滑化事業	担当課	農林課
細分化した事業名			

### 1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	魅力あふれるまちづくり
	政策	環境と調和した農林業の振興
	施策	農林業の振興
関連する個別計画等		根拠条例等

### 2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	農地法改正に伴い、毎年農地の利用状況調査を実施することで遊休農地などの指導を適切に行い、優良農地の確保に繋げる。
事業の手段	○農地の利用状況調査（農地法第3条第2項第7号の確認に必要な現地調査並びに、農地法第30条第1項、第2項及び第31条に基づく利用状況調査） 北巨摩農業共済組合へ委託し作成した農地の地図を元に、調査業務委託先のシルバー人材センター登録員と農業委員が地域を巡回し、農地の利用状況を調査。 調査結果は、耕作放棄地全体調査の集計ファイルで集計をし、その結果を元に耕作放棄地指導を行う。
事業の対象	農業委員会（28名）、市内の農地全域

### 3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		23年度	24年度	25年度
A	事業費 (千円)	2,226	1,650	1,358
財源内訳	国・県支出金	2,211	1,604	1,307
	その他(使用料・借入金ほか)			
	一般財源	15	46	51
B	担当職員数(職員E) (人)	0.2	0.2	0.2
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	1,364	1,337	1,299
D	総事業費(A+C) (千円)	3,590	2,987	2,657
主な事業費用の説明		調査用地図作成業務委託料、臨時職員賃金、調査員報酬		

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、23年度(6,819千円)、24年度(6,687千円)、25年度(6,491千円)を使用しています。

### 4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
活動指標	1 調査日数	(日)	40	84	53
	2 調査対象農地面積	(ha)	2,526	2,526	2,526
	3				
妥当性		<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	各地区の担当者が、2カ月間の間に複数人で現地調査を行うため、妥当であると考え			
	2	全ての農地を対象として調査するため、妥当であると考え			
	3				

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	遊休農地面積合計 (ha)	421	431	460
	2	農地調査率 調査面積/対象農地面積 (%)	100	100	100
	3	遊休農地筆数 筆	10,100	10,100	10,100
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input checked="" type="checkbox"/> C 上がっていない			
上記指標の妥当性と 成果の内容説明	1	農地管理の指導等は随時行っているが、高齢化等を理由に遊休農地については増加している 調査対象農地の全ての筆を調査しているので、妥当である			
	2				
	3				

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input checked="" type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大(コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善(事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善(内容・手段・コスト・実施主体等 <input type="checkbox"/> 縮小(規模・内容を縮小、又は他の事業と統合 の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 廃止(廃止の検討が必要)
事務事業の改善案	改善の概要・方向性(いつまでに、どういう形で具体化するのか)
	26年度の改善計画(今後の事業展開説明) 調査結果を基に、耕作放棄地(遊休農地)の解消に向けた指導方針を確立し、合わせて指導を行う。 耕作放棄地(有休農地)が広範囲にわたり存在している地域には、農地利用意識調査を行い、地域に合った対策 を検討するとともに、県及び農地中間管理機構と連携し、圃場整備等の事業が導入できるように地元関係者と協議 を行い、農地の集積を推進する。
過去の改善経過	調査結果に基づいた、耕作放棄地(遊休農地)の解消に向けた指導を継続して行った。
課長所見	耕作放棄地の解消に向け、農地所有者に対して継続的に指導を行っていくことは必要である。本年度より 農地中間管理機構が設立されたところであり、耕作放棄地の積極的な解消・活用が図られると期待できる。